

東久留米市都市計画図

〔用途地域、区域区分、地域地区、都市計画施設、土地地区画整理事業、地区計画等〕

(平成30年1月現在)

用途地域等		日影規制	
用途地域	表示	日影が規制される建築物の種類	規制される日影時間
第一種低層住居専用地域	30 80	指定なし	規制される範囲 5mを超え10mを超え 10m以内
	30 60		
	40 80		
	40 100		
	50 100		
第二種低層住居専用地域	40 80	指定なし	3時間以上 2時間以上
	50 100		
第一種中高層住居専用地域	60 200	指定なし	3時間以上 2時間以上
	60 200		
第二種中高層住居専用地域	60 200	指定なし	3時間以上 2時間以上
	60 200		
第一種住居地域	60 200	高さ10mを超える建築物	4時間以上 2.5時間以上
	60 300		
	60 300		
第二種住居地域	60 200	指定なし	4時間以上 2.5時間以上
	60 150		
準住居地域	60 200	指定なし	4時間以上 2.5時間以上
	80 200		
近隣商業地域	60 200	指定なし	4時間以上 2.5時間以上
	80 200		
商業地域	80 400	指定なし	規制対象外
	60 200		
準工業地域	60 200	指定なし	4時間以上 2.5時間以上
	60 200		
準工業地域(特別工業地区)	60 200	指定なし	4時間以上 2.5時間以上
	60 200		

	市街化調整区域
	都市計画道路
	都市計画河川
	都市計画公園
	ごみ焼却場、汚物処理場
	都市計画墓園
	一団地の住宅施設
	生産緑地地区
	特別緑地保全地区
	風致地区(第二種)
	土地地区画整理事業区域
	地区計画区域

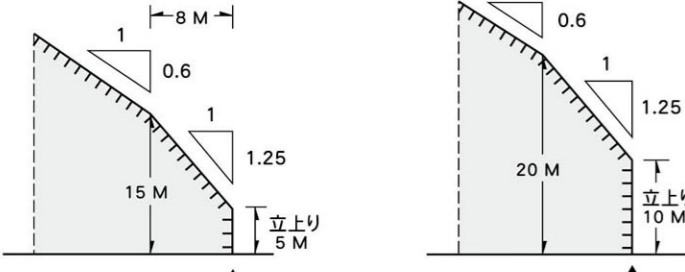
	用途地域境界線
	幅30m路線式用途地域境界線
	幅20m路線式用途地域境界線

高度地区と高さの限度

- (1) 第1種高度地区 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域)
- (2) 第1種高度地区 (第一種中高層住居専用地域、準工業地域)

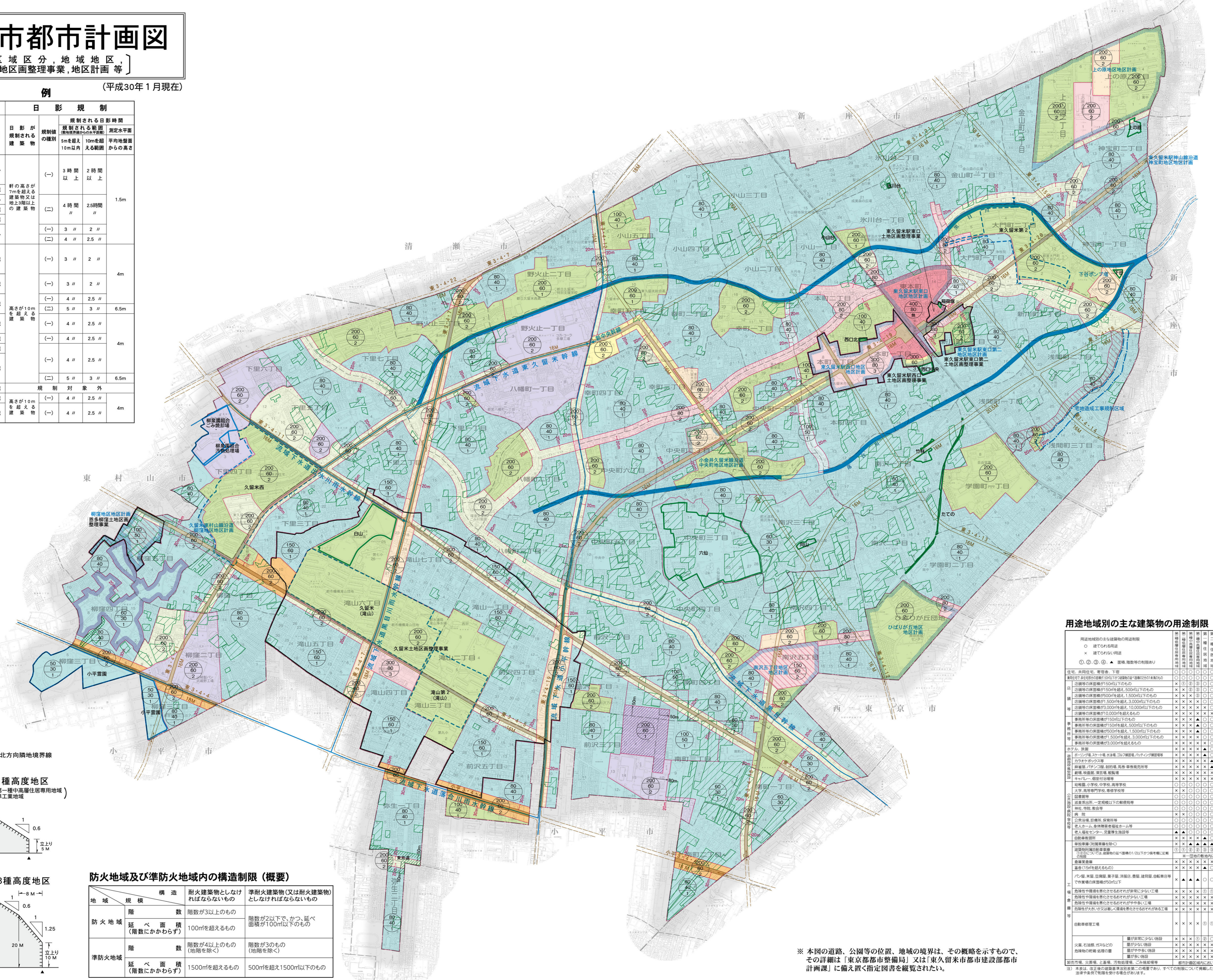


- (3) 第2種高度地区
- (4) 第3種高度地区



防火地域及び準防火地域内の構造制限(概要)

地域	規模	構造	耐火建築物としなければならないもの	準耐火建築物(又は耐火建築物)としなければならないもの
防火地域	階数	延べ面積(階数にかかわらず)	階数が3以上のもの	階数が2以下で、かつ、延べ面積が100㎡以下のもの
	階数	延べ面積(階数にかかわらず)	階数が4以上のもの(地階を除く)	階数が3のもの(地階を除く)
準防火地域	階数	延べ面積(階数にかかわらず)	150㎡を超えるもの	500㎡を超え1500㎡以下のもの
	階数	延べ面積(階数にかかわらず)		



用途地域別の主な建築物の用途制限

用途地域	住宅	共同住宅	事務所	商店	飲食店	娯楽	学術	宗教	医療	公衆衛生	公園	その他
第一種低層住居専用地域	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第一種中高層住居専用地域	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第二種中高層住居専用地域	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第一種住居地域	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第二種住居地域	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
準住居地域	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
近隣商業地域	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
商業地域	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
準工業地域	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
準工業地域(特別工業地区)	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※ 本図の道路、公園等の位置、地域の境界は、その概略を示すもので、その詳細は「東京都都市整備局」又は「東久留米市都市建設部都市計画課」に備え置く指定図書を閲覧されたい。